



埼玉県報

第293号
令和4年(2022年)
3月11日
金曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大里用水土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 神鳥荻島土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 明戸北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- さいたま都市計画公園事業の事業計画の変更の認可（公園スタジアム課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 令和4年3月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第百八十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

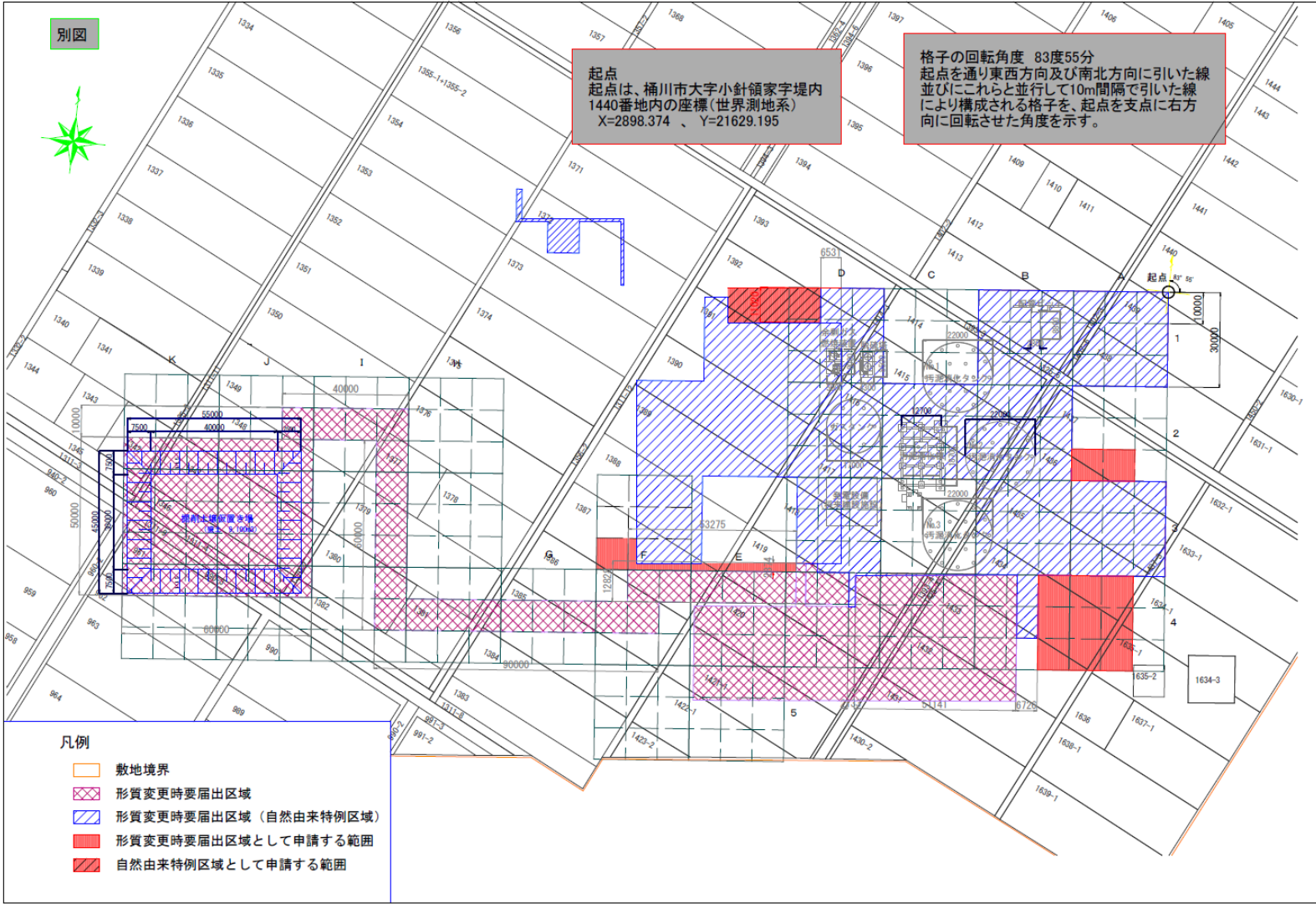
- 別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百八十六番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部、千四百十四番三の一部、千四百十九番の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部、千四百三十五番の一部、千四百三十六番の一部、千四百三十七番の一部、千四百三十七番三の一部、千六百三十四番の一部、千六百三十五番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域
別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百九十一番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部）

別図



起点
起点は、桶川市大字小針領家字境内
1440番地内の座標(世界測地系)
X=2898.374、Y=21629.195

格子の回転角度 83度55分
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線
並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線
により構成される格子を、起点を支点に右方
方向に回転させた角度を示す。



凡例

- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
- 形質変更時要届出区域 (自然由来特例区域)
- 形質変更時要届出区域として申請する範囲
- 自然由来特例区域として申請する範囲

告 示

埼玉県告示第百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

前田 恭子	杉 徳臣	仙北谷 伸朗	岡本 知大	細田 進悟	野村 恭一	窪田 浩平	医師の氏名
害 音声・言語機能障 害、そして機能障 害	肢体不自由 そして機能障害、 肢体不自由	肢体不自由 声・言語機能障害、 肢体不自由	視覚障害	視覚障害	肢体不自由	害、肢体不自由 害、そして機能障 害、肢体不自由	指定障害区分
リハビリテーシ ョン科	リハビリテーシ ョン科	脳神経外科	眼科	眼科	内科、神経内科	整形外科	診療科名
埼玉医科大学病院	原田病院 社会医療法人東明会	医療法人啓清会関東脳 神経外科病院	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院	東松山市立市民病院	医療法人社団彩悠会は すだセントラルクリニッ ク	医療機関の名称
入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	三 入間市豊岡一―十三―	熊谷市代千百二十	和光市諏訪二―一	和光市諏訪二―一	東松山市大字松山二千 三百九十二	蓮田市黒浜六百七十八	医療機関の所在地
令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日	令和三年四月一日	令和二年四月一日	指定年月日

米田 紘一郎	宮内 幸子	高山 英一	富丘 聡	橋本 治
呼吸器機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害
科 内科、呼吸器内	呼吸器内科	内科	内科	循環器内科
医療法人慶聴会 矢澤 クリニック北本	埼玉医科大学病院	春日部嬉泉病院 医療法人社団嬉泉会	医療法人三愛会イムス三 郷クリニック	社会医療法人社団埼玉 巨樹の会 新久喜総合 病院
北本市北本一―五十一 マツヤビル2階C号室	入間郡毛呂山町毛呂本 郷三十八	春日部市中央一―五十 三―十六	二 三郷市采女一―百二―	久喜市上早見四百十八 ―一
令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日	令和四年二月二十四日

告 示

埼玉県告示第百八十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

峯岸 洋次郎	小林 紳一	平野 智康	串田 則章	成瀬 康治	柏木 慎也	医師の氏名
肢体不自由	肢体不自由	心臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
学校法人北里研究所北里大学メディカルセンター	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	学校法人北里研究所北里大学メディカルセンター	学校法人北里研究所北里大学メディカルセンター	医療機関の名称
北本市荒井六一百	白岡市小久喜九百三十八 ―十二	羽生市下岩瀬四百四十六	春日部市緑町五―九―四	北本市荒井六一百	北本市荒井六一百	医療機関の所在地
令和三年三月三十一日	令和二年十月三十一日	令和二年三月一日	令和二年一月六日	平成三十一年三月三十一日	平成二十九年三月三十一日	辞退年月日

田崎 温子	河島 あき	井口 篤志	工藤 顕仁	新井 景子	内藤 正規	塩野 方明
肢体不自由	肢体不自由	心臓機能障害	心臓機能障害	聴覚障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	心臓機能障害
医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	医療法人蓮江病院	埼玉医科大学国際医療センター	医療法人社団爽緑会ふたば在宅クリニック	医療法人社団桃李会佐々木耳鼻科	学校法人北里研究所北里大学メデイカルセンター	学校法人北里研究所北里大学メデイカルセンター
七一一 富士見市鶴馬千九百六十	久喜市本町一―七―十二	― 日高市山根千三百九十七	久喜市久喜東一―二―五 東山ビル三階―A	蕨市中央三―十―六	北本市荒井六―百	北本市荒井六―百
令和三年十二月二十一日	令和三年十二月十三日	令和三年六月三十日	令和三年五月三十一日	令和三年四月一日	令和三年三月三十一日	令和三年三月三十一日

小林 龍生	吉田 太郎	竹石 美智雄	原田 俊一	水野 正浩	濱元 陽一郎	高山 智之
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	聴覚障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
防衛医科大学校病院	医療法人一晃会小林病院	医療法人社団弘人会 中田病院	医療法人靖和会飯能靖和病院	埼玉医科大学病院	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院
所沢市並木三―二	入間市宮寺二千四百十七	加須市元町六―八	飯能市下加治百三十七―二	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	所沢市若狭二―千六百七十一	蓮田市本町三―十七
令和三年十二月二十八日	令和三年十二月二十七日	令和三年十二月二十七日	令和三年十二月二十四日	令和三年十二月二十三日	令和三年十二月二十三日	令和三年十二月二十二日

西澤 雄介	望月 英隆	横山 泰孝	栗原 良暁	荒木 信夫	松永 伸一	尾谷 昭良
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	呼吸器機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター	防衛医科大学校病院	医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	埼玉県総合リハビリテーションセンター	埼玉医科大学病院	医療法人財団健和会 さと健和クリニック	尾谷耳鼻咽喉科医院
北足立郡伊奈町小室七百八十	所沢市並木三一二	戸田市本町一―十九―三	上尾市西貝塚百四十八―一	入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	三郷市鷹野四―五百十一―一	富士見市鶴瀬東一―一―三
令和四年一月三十一日	令和四年一月四日	令和三年十二月三十一日	令和三年十二月三十一日	令和三年十二月三十一日	令和三年十二月三十一日	令和三年十二月三十日

曾川 正和	飯田 恵	岡本 潔	高橋 哲也
心臓機能障害	肢体不自由	呼吸器機能障害	視覚障害
医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	医療法人三愛会埼玉み さと総合リハビリテー ション病院	おかもと内科クリニッ ク	たかはし眼科
富士見市鶴馬千九百六十七ー一	三郷市新和五ー二百七	本庄市寿二ー六ー二十九	八潮市大瀬一ー七ー一
令和四年二月十八日	令和四年二月一日	令和四年二月一日	令和四年一月三十一日

告示

埼玉県告示第百八十七号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和四年三月十一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人千葉外科内科病院	埼玉県川口市原町四番四十一号	令和七年三月十日
医療法人厚和会河合病院	埼玉県川口市領家三丁目六番七号	同右
医療法人社団厚生会埼玉厚生病院	埼玉県川口市南鳩ヶ谷六丁目五番五号	同右
かわぐち心臓呼吸器病院	埼玉県川口市前川一丁目一番地五十一号	同右
医療法人社団武蔵野会T MG宗岡中央病院	埼玉県志木市上宗岡五丁目十四番地五十号	同右
医療法人実幸会栗原医院	埼玉県富士見市羽沢一丁目三十三番地二十八号	同右
春日部市立医療センター	春日部市中央六丁目七番地一	同右
医療法人社団協友会八潮中央総合病院	埼玉県八潮市南川崎八百四十五番地	同右
医療法人三愛会三愛会総合病院	埼玉県三郷市彦成三丁目七番十七号	同右
医療法人道心会埼玉東部循環器病院	埼玉県越谷市大沢三千百八十七番地一	同右
至誠堂富田病院	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目五百六十四番地	同右
さいたま記念病院	埼玉県さいたま市見沼区東宮下字西百九十六番地	同右

医療法人社団博翔会桃泉園北本病院	埼玉県北本市深井三丁目七十五番地	令和七年三月十日
医療法人慈桜会瀬戸病院	埼玉県所沢市金山町八番六号	同右
医療法人社団和風会所沢中央病院	埼玉県所沢市くすのき台三丁目十八番地の一	同右
狭山中央病院	埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号	同右
医療法人社団清心会至聖病院	埼玉県狭山市下奥富千二百二十一	同右
医療法人社団輔正会岡村記念クリニック	埼玉県日高市大字栗坪二百三十番地一	同右
医療法人社団愛友会蓮田一心会病院	埼玉県蓮田市本町三番十七号	同右
秋谷病院	埼玉県幸手市中四丁目十四番四十一号	同右
社会医療法人熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一号	同右
本庄総合病院	埼玉県本庄市北堀千七百八十番地	同右
医療法人徳洲会皆野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千三十一番地一	同右

告示

埼玉県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、神鳥荻島土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	戸ヶ崎 清二	埼玉県羽生市大字中手子林二千百五十九番地
同	萩原 和夫	同 喜右エ門新田千四百十五番地
同	関根 康雅	同 同 千八十一番地
同	長谷川 祐司	同 北荻島百八十三番地
同	宇野木 才市	同 同 百四十九番地
同	久保 州司	同 喜右エ門新田三百六十九番地口
同	中田 秀樹	同 同 四百十五番地
同	墓 実	同 北荻島三百十二番地
同	岡田 精三	同 喜右エ門新田千四百八十二番地
同	小菅 正充	同 同 千五百三十四番地
同	秋山 秀樹	同 同 千三百七十六番地
同	北 照雄	同 北荻島七百九十番地
監事	松本 和記	同 喜右エ門新田千七十六番地
同	五月女 友久	同 同 今泉千百六十四番地
同	田中 時男	同 行田市大字小針三千四百四十番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	墓 仁一朗	埼玉県羽生市大字北荻島百四十八番地
同	戸ヶ崎 清二	同 中手子林二千百五十九番地
同	塩原 日出男	同 喜右エ門新田千六十四番地
同	鮑戸 哲雄	同 中手子林六百四十六番地四
同	墓 実	同 北荻島三百十二番地
同	長谷川 祐司	同 同 百八十三番地
同	岡田 武巳	同 喜右エ門新田千四百八十九番地
同	齋藤 圭司	同 同 四百十番地

同	同	監事	同	同	同	理事
古島	久保田	五月女	萩原	萩原	小菅	齋藤
	正		六郎	和夫	正充	正美
實	子	武	同	同	同	埼玉県羽生市大字喜右工門新田三百六十八番地一
同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	
今泉千四百五十三番地	喜右工門新田千二百二十七番地一	北萩島八百二十二番地五	同	同	同	
			千四百七十番地	千四百十五番地	千五百三十四番地	

告 示

埼玉県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年三月二日認可した。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

明戸北部土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第百九十一号

令和三年埼玉県告示第千五十号で公示した公共測量は、令和四年二月二十五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百九十二号

令和三年埼玉県告示第千五十一号で公示した公共測量は、令和四年二月二十五日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百九十三号

令和三年埼玉県告示第八百九号で公示した公共測量は、令和四年二月二十一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百九十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二十一―十四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下新郷字藤兵衛千九百五十一番一 他三十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百九十四立方メートル

告 示

埼玉県告示第百九十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県美里町大字甘粕字丸山千四百九十四番一、千四百九十五番、

千四百九十六番一、千四百九十七番一、

埼玉県美里町大字甘粕字長岡千五百四十七番一、千五百四十八番一、

千五百五十二番四、千五百五十三番一、

千五百五十四番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇〇〇・五立方メートル

告 示

埼玉県告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第三百二十九号で告示したさいたま都市計画公園事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二年十一月二十日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第百九十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 免許の取消しをした年月日

令和四年二月二十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

大谷 敬廣

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第九九〇八号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で	桶 川 市 大 字 坂 田 字 細 谷 一 五 〇 三 番 一 地 先 か ら 同 市 大 字 坂 田 字 細 谷 一 五 〇 三 番	区 間
二 六 ・ 九 七 〜 二 八 ・ 二 七	二 三 三 ・ 四 一 〜 二 三 三 ・ 五 五	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
二 ・ 九 七		延 長 (メ ー ト ル)
	首 都 圏 中 央 連 絡 自 動 車 道 整 備 に 係 る 移 管	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>桶川市大字加納字笹原九二〇番一地先から同市大字加納字天神八六八番三地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年三月十六日付埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一九〇・二〇メートル</p>	<p>備考</p>

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山科 昭宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>吉川市大字八子新田字蛇畔（一八三番一十一八三番三）地先から同市大字八子新田字大道一〇五〇番五地先まで</p>	<p>吉川市大字八子新田字蛇畔（一八三番一十一八三番三）地先から同市大字八子新田字大道一〇五八番一四地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇〇 一二・八四</p>	<p>七・三五〇 一〇・四五</p>	<p>敷地の幅員 （メートル）</p>
<p>四三七・二〇</p>		<p>延 長 （メートル）</p>
		<p>備 考</p> <p>江戸川堤防強化工事に伴う県道三郷松伏線の付替道路</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>三郷松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字八子新田字蛇畔（一八 三番一十一八三番三）地先から 同市大字八子新田字大道一〇五 〇番五地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和四年三月十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年三月十一日付け埼 玉県越谷県土整備事務所長 告示第五号における道路予 定区域の供用開始である。 延長四三七・二〇メートル</p>

告示

埼玉県選管告示第十四号

令和四年三月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年三月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、二一七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七〇、一〇三人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六四五人
南第二区 川口市	一四七、六六一人
南第三区 さいたま市西区	二六、〇九二人
南第四区 さいたま市北区	四一、四八六人
南第五区 さいたま市大宮区	三三、七二〇人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、九〇二人
南第七区 さいたま市中央区	二八、六三〇人
南第八区 さいたま市桜区	二六、七五四人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、七九六人
南第十区 さいたま市南区	五二、五三五人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、三四八人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六三五人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九八一人
南第十四区	桶川市	二一、二四二人
南第十五区	北本市	一九、〇四四人
南第十六区	鴻巣市	三三、三五七人
南第十七区	志木市	二一、一一八人
南第十八区	新座市	四五、九五三人
南第十九区	蕨市	一九、九九三人
南第二十区	戸田市	三七、一八二人
南第二十一区	朝霞市	三九、一五九人
南第二十二区	和光市	二二、九七四人
西第一区	所沢市	九六、九九二人
西第二区	入間市	四一、四〇三人
西第三区	飯能市	二二、四九七人
西第四区	狭山市	四二、七九六人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇〇〇人
西第六区	富士見市	三一、二〇九人
西第七区	川越市	九八、〇八五人
西第八区	日高市	一五、四九一人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、八九五人
西第十区	坂戸市	二七、八三四人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、六九二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、一二〇人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、八六〇人
北第一区	秩父市	一七、二一四人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一〇、九四五人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、六八二人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、一五〇人
北第五区	熊谷市	五四、七一五人
東第一区	行田市	二二、五九三人
東第二区	羽生市	一五、一〇七人
東第三区	加須市	三一、五六七人
東第四区	久喜市	四二、八六一人

東第五区	蓮田市	一七、六四八人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三六四人
東第七区	春日部市	六六、三八八人
東第八区	越谷市	九五、七八九人
東第九区	八潮市	二五、一九九人
東第十区	三郷市	三九、一一六人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、九四一人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九三六人